

千早赤阪村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成 9 年 9 月 1 日

千早赤阪村要綱第 5 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与するため、村が交付する浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 し尿、その他生活に起因する排水をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 村は、村長が定める地域内において、浄化槽を設置しようとする者に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出をしないで又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置しようとする場合
- (2) 店舗等併用住宅においては、住宅部分が床面積の 2 分の 1 以下の場合
- (3) 浄化槽の処理対象人員槽が 1 1 人槽以上の場合
- (4) 自らが居住せず、販売を目的とした住宅等に浄化槽を設置しようとする場合
- (5) 第 5 条に規定する補助金の交付申請を提出する以前に、浄化槽を既に設置している場合

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とする。ただし、別表左欄に掲げる区分に対応する右欄に掲げる額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浄化槽補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届受理書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の位置図及び配置図

(3) その他村長が必要と認める書類

(現地調査)

第6条 村長は、前条の申請のあった浄化槽について、その設置の現場その他の状況等を調査するものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 村長は、第5条の申請があったときは、速やかに前条の調査及びその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 村長は、補助金を交付すると決定した場合は、浄化槽補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又は交付しない決定をした場合は、浄化槽補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その通知を受けた後、第5条の申請内容を変更しようとする場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、浄化槽変更承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、その日より1週間以内に村長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内（前条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受理された日から1月以内）又は年度末日のいずれか早い日までに浄化槽実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことが出来ることを証明する書類）

(2) 設置費用支払額領収書の写し

(3) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(4) 浄化槽設置工事の写真

(5) その他村長が必要と認める書類

(完了検査)

第10条 村長は、前条の実績報告書が提出されたときは、工事及び書類の検査を行い適否の判定をしなければならない。手直しを命じたときも同様とする。

(交付額の決定)

第 11 条 村長は、前条の検査によって適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第 12 条 補助対象者は、前条の交付額確定通知書を受けたのち、浄化槽補助金交付請求書（様式第 7 号）にその通知書を添付のうえ補助金の請求をするものとする。

(補助金の支払)

第 13 条 村長は、前条の請求に基づき、30 日以内に補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第 14 条 村長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。この場合既に補助金が交付されているときは、その補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金交付の条件に違反したとき

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、村長が別に定める。

附 則（平成 9 年千早赤阪村要綱第 5 号）

この要綱は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年千早赤阪村要綱第 1 号）

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年千早赤阪村要綱第 18 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年千早赤阪村要綱第 10 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

区 分	限 度 額
(1) 5人槽	332, 000円
(2) 6~7人槽	414, 000円
(3) 8~10人槽	548, 000円

合併浄化槽設置整備事業補助金の変遷

平成22年4月1日 現在

施行年月日	補助基本額			補助限度額			
	5人槽	6~7人槽	8~10人槽	国庫	府費	村費	計
H19年4月1日	332,000	414,000	548,000	1/3	1/3	1/3	100.00%
H18年4月1日	342,000	414,000	537,000	1/3	1/3	1/3	100.00%
H16年4月1日	354,000	411,000	519,000	1/3	1/3	1/3	100.00%
H10年4月1日	354,000	411,000	519,000	1/3	1/3	1/3	100.00% ※村独自追加あり
H9年9月1日	309,000	463,000	824,000	1/3	1/3	1/3	100.00% ※村独自追加あり

施行年月日	人槽別	補助額				村追加額 (H15まで)	補助合計
		国庫	府費	村費	計		
H19年4月1日	5人槽	110,000	110,000	112,000	332,000	0	332,000
	6~7人槽	138,000	138,000	138,000	414,000	0	414,000
	8~10人槽	182,000	182,000	184,000	548,000	0	548,000
H18年4月1日	5人槽	114,000	114,000	114,000	342,000	0	342,000
	6~7人槽	138,000	138,000	138,000	414,000	0	414,000
	8~10人槽	179,000	179,000	179,000	537,000	0	537,000
H16年4月1日	5人槽	118,000	118,000	118,000	354,000	0	354,000
	6~7人槽	137,000	137,000	137,000	411,000	0	411,000
	8~10人槽	173,000	173,000	173,000	519,000	0	519,000
H11年4月1日	5人槽	118,000	118,000	118,000	354,000	267,000	621,000
	6~7人槽	137,000	137,000	137,000	411,000	307,000	718,000
	8~10人槽	173,000	173,000	173,000	519,000	388,000	907,000
H10年4月1日	5人槽	118,000	118,000	118,000	354,000	192,000	546,000
	6~7人槽	137,000	137,000	137,000	411,000	363,000	774,000
	8~10人槽	173,000	173,000	173,000	519,000	655,000	1,174,000
H9年9月1日	5人槽	103,000	103,000	103,000	309,000	237,000	546,000
	6~7人槽	154,000	154,000	155,000	463,000	311,000	774,000
	8~10人槽	274,000	274,000	276,000	824,000	350,000	1,174,000

専 業 費 集 計

年 度		基 数	事 業 費	国 庫	府 費	村 費	追 加 補 助	備 考
平成9年度	5人槽	0基	0	0	0	0	0	
	7人槽	3基	2,322,000	462,000	462,000	465,000	933,000	
	10人槽	5基	5,870,000	1,357,000	1,357,000	1,406,000	1,750,000	
小 計		8基	8,192,000	1,819,000	1,819,000	1,871,000	2,683,000	
平成10年度	5人槽	1基	546,000	118,000	118,000	118,000	192,000	
	7人槽	2基	1,548,000	274,000	274,000	274,000	726,000	
	10人槽	5基	5,870,000	829,000	829,000	937,000	3,275,000	
小 計		8基	7,964,000	1,221,000	1,221,000	1,329,000	4,193,000	
平成11年度	5人槽	1基	621,000	118,000	118,000	118,000	267,000	
	7人槽	5基	3,590,000	685,000	685,000	685,000	1,535,000	
	10人槽	4基	3,628,000	692,000	692,000	692,000	1,552,000	
小 計		10基	7,839,000	1,495,000	1,495,000	1,495,000	3,354,000	
平成12年度	5人槽	2基	1,242,000	236,000	236,000	236,000	534,000	
	7人槽	11基	7,898,000	1,507,000	1,507,000	1,507,000	3,377,000	
	10人槽	2基	1,814,000	346,000	346,000	346,000	776,000	
小 計		15基	10,954,000	2,089,000	2,089,000	2,089,000	4,687,000	
平成13年度	5人槽	2基	1,242,000	236,000	236,000	236,000	534,000	
	7人槽	8基	5,744,000	1,096,000	1,096,000	1,096,000	2,456,000	
	10人槽	2基	1,814,000	346,000	346,000	346,000	776,000	
小 計		12基	8,800,000	1,678,000	1,678,000	1,678,000	3,766,000	
平成14年度	5人槽	3基	1,863,000	354,000	354,000	354,000	801,000	
	7人槽	10基	7,180,000	1,370,000	1,370,000	1,370,000	3,070,000	
	10人槽	0基	0	0	0	0	0	
小 計		13基	9,043,000	1,724,000	1,724,000	1,724,000	3,871,000	
平成15年度	5人槽	4基	2,484,000	472,000	472,000	472,000	1,068,000	
	7人槽	9基	6,462,000	1,233,000	1,233,000	1,233,000	2,763,000	
	10人槽	0基	0	0	0	0	0	
小 計		13基	8,946,000	1,705,000	1,705,000	1,705,000	3,831,000	
平成16年度	5人槽	2基	708,000	236,000	236,000	236,000	0	
	7人槽	3基	1,233,000	411,000	411,000	411,000	0	
	10人槽	0基	0	0	0	0	0	
小 計		5基	1,941,000	647,000	647,000	647,000	0	
平成17年度	5人槽	0基	0	0	0	0	0	
	7人槽	1基	411,000	137,000	137,000	137,000	0	
	10人槽	2基	1,038,000	346,000	346,000	346,000	0	
小 計		3基	1,449,000	483,000	483,000	483,000	0	
平成18年度	5人槽	2基	684,000	228,000	228,000	228,000	0	
	7人槽	4基	1,656,000	552,000	552,000	552,000	0	
	10人槽	1基	537,000	179,000	179,000	179,000	0	
小 計		7基	2,877,000	959,000	959,000	959,000	0	
平成19年度	5人槽	3基	996,000	332,000	332,000	332,000	0	
	7人槽	2基	828,000	276,000	276,000	276,000	0	
	10人槽	0基	0	0	0	0	0	
小 計		5基	1,824,000	608,000	608,000	608,000	0	
平成20年度	5人槽	6基	1,992,000	664,000	664,000	664,000	0	
	7人槽	1基	414,000	138,000	138,000	138,000	0	
	10人槽	1基	548,000	182,000	182,000	184,000	0	
小 計		8基	2,954,000	984,000	984,000	986,000	0	
平成21年度	5人槽	1基	332,000	110,000	110,000	112,000	0	
	7人槽	3基	1,242,000	414,000	414,000	414,000	0	
	10人槽		0	0	0	0	0	
小 計		4基	1,574,000	524,000	524,000	526,000	0	

事業費集計

年 度		基 数	事 業 費	国 庫	府 費	村 費	追 加 補 助	備 考
平成22年度	5人槽	0基	0	0	0	0	0	
	7人槽	0基	0	0	0	0	0	
	10人槽	0基	0	0	0	0	0	
小 計		0基	0	0	0	0	0	
平成23年度	5人槽	2基	664,000	138000	221000	305,000	0	
	7人槽	1基	414,000	138000	138000	138,000	0	
	10人槽	0基	0	0	0	0	0	
小 計		3基	1,078,000	276,000	359,000	443,000	0	
	5人槽		0	0	0	0	0	
	7人槽		0	0	0	0	0	
	10人槽		0	0	0	0	0	
小 計		0基	0	0	0	0	0	
	5人槽		0	0	0	0	0	
	7人槽		0	0	0	0	0	
	10人槽		0	0	0	0	0	
小 計		0基	0	0	0	0	0	
	5人槽		0	0	0	0	0	
	7人槽		0	0	0	0	0	
	10人槽		0	0	0	0	0	
小 計		0基	0	0	0	0	0	
合 計		114基	75,435,000	16,212,000	16,295,000	16,543,000	26,385,000	

お知らせ

■ 運転者講習会の開催

「秋の全国交通安全運動」に先駆けて、運転免許を持っている人を対象に、交通安全運転者講習会を行います。

月日	時間	場所
9月16日(木)	午後7時~(受付) 午後7時30分~ (開始)	千早小吹台 小学校(体育館)
9月17日(金)	午後6時30分~ (受付) 午後7時~(開始)	くすのき ホール(会議室)

〈問い合わせ〉

総務課総務財政グループ

■ 秋の全国交通安全運動

9月21日(火)~9月30日(木)
一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。

- 高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 自転車の安全利用の推進

〈問い合わせ〉

総務課総務財政グループ

福祉

■ 子ども手当の請求は済まされましたか？

4月から次代の社会を担う子

どもの育ちを支援する子ども手当制度が始まりました。

新規請求などは、9月30日(木)まで受け付けられたもの限り、特例で4月分(または支給要件に該当した月の翌月分)にさかのぼって支給されます。期限を過ぎて請求されますと、受け付けた翌月分からの支給となります。(出産や転入による新規請求などは、受け付けた翌月分からの支給となります)支給対象で、まだ請求されていない人は、健康福祉課で次のとおり手続きをしてください。

ただし、公務員の人は、児童手当と同じく所属庁から支給されますので、勤務先にお問い合わせください。

認定請求に必要なもの

- 印鑑
- 請求者の銀行など口座番号がわかるもの
- 健康保険証(請求者が被用者=サラリーマンで厚生年金などに加入している人のみ)
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

額改定認定請求に必要なもの

- 印鑑
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

子ども手当の月額

中学校修了までの子ども1人あたり13,000円

〈問い合わせ〉

健康福祉課福祉グループ

■ 「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」

高齢者および障がい者に対す

る様々な人権問題の解決を図るため、全国一斉に電話相談を実施します。

☎ 06(6942)9496

日時 9月6日(月)~12日(日)

時間 午前8時30分~午後7時

※11(土)・12(日)は午前10時~午後5時

相談内容 いじめ、いやがらせ、虐待など高齢者などへの人権問題

担当者 人権擁護委員

※相談無料、秘密は厳守します。

〈問い合わせ〉

大阪法務局人権擁護部第三課

☎ 06(6942)9492

下水道

■ 浄化槽設置整備事業補助金の交付

村広報6月号でお知らせしました浄化槽設置整備事業補助金について現在、余裕がありますので、申込期限を11月末まで延長します。

今年度中(平成23年3月31日までに設備工事了り得る人)に設置予定の人は、お早めに交付申請をお願いします。

対象地区は、下水道処理区域外および下水道計画区域内であっても整備が大幅に遅れる地域(事前に問い合わせが必要)です。

補助対象設置基数 7基(先着順)

補助金額

・5人槽 332,000円

・6人槽~7人槽 414,000円

介護保険料の納付
平成22年度第1号介護保険料の第6期(9月分)の納期限は、平成22年9月30日(木)です。
口座振替は、9月24日(金)です。(問い合わせ)健康福祉課福祉グループ

・ 8 人槽～ 10 人槽 548,000 円
 受付 11 月末日まで
 <問い合わせ>
 建設課上下水道グループ

募集

**平成 23 年度
 ごせ幼稚園園児**

村立ごせ幼稚園では、平成 23 年度の入園希望者を募集します。

募集の対象となる幼児の保護者には、案内を 9 月上旬に郵送します。

入園を希望する場合は、9 月 29 日(水)・30 日(木)の午前 10 時から午後 3 時までに幼児同伴のうえ、幼稚園へ申し込みください。

なお、案内が届かない場合や内容に間違いがあるときは、教育委員会事務局へ問い合わせください。

募集対象者

3 歳児

平成 19 年 4 月 2 日

～平成 20 年 4 月 1 日生

4 歳児

平成 18 年 4 月 2 日

～平成 19 年 4 月 1 日生

5 歳児

平成 17 年 4 月 2 日

～平成 18 年 4 月 1 日生

<問い合わせ>

教育課学校教育グループ

☎ 72-1300

ごせ幼稚園 ☎ 72-0356



やかんちゅうがっこうせいと
夜間中学校生徒
 いろいろな事情で義務教育を修了できなかった人、「あいうえお」から勉強ができ、中学校卒業の資格もとれる夜間中学校と一緒に勉強しましょう。

受け付け期間
 受付期間
 9 月 1 日(水)～9 月 10 日(金)

(ただし学校の休業日を除く)

対象 16 歳以上の人

大阪府内の人

(外国籍の人也可)

授業料 無料

<問い合わせ>

教育課学校教育グループ

☎ 72-1300

**求人・求職情報フェア
 を開催**

南河内の企業が多数出展予定の求人求職情報フェアを開催します。

就労について悩み・相談のある人はぜひご参加ください。

日時 9 月 16 日(木)

午後 1 時～ 4 時

歴史講座受講生		
月 日	内 容	講 師
10 月 7 日(木)	『世界遺産 高野山の石造物』	高野山大学図書館課長補佐 木下 浩良 氏
11 月 26 日(金)	『城跡を活かしたまちづくり』	長浜城歴史博物館館長 中井 均 氏
12 月 11 日(土)	『墓の民俗学』	滋賀県立大学人間文化学 准教授 市川 秀之 氏
1 月 19 日(水)	『だんじりのいろいろ』	NPO 法人 摂河泉地域文化研究所 南川 孝司 氏
2 月 17 日(木)	『金剛山と役行者』	奈良大学名誉教授 水野 正好 氏

場所 くすのきホール 2 階会議室 時間 午後 2 時～ 3 時 30 分
 定員 50 人(先着順) 費用 受講料(各回 300 円)
 ※受講者の人は、事前に申し込みください。
 ※送迎車の運行を行います。(小吹台通学バス方転地～くすのきホール)
 利用される人は事前に乗車予約してください。
 <申し込み・問い合わせ>教育課社会教育グループ ☎ 72-1300

場所 すばるホール(銀河の間
 ほか) 富田林市桜ヶ丘町 2 の 8

持ち物

履歴書(就職面接会のみ必要)

<問い合わせ>

建設課産業振興グループ

第 38 回コロニーまつり

コンサートや利用者による歌や劇、作品展示、石ころアート、大道芸、地域の施設や作業所の模擬店の出展などを予定しています。ボランティアの協力も得て、楽しく過ごせる催しも予定していますので、気軽に参加ください。

日時 10 月 9 日(土)

午前 10 時～午後 2 時

(入場無料、雨天決行)

場所 府立金剛コロニー

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

<問い合わせ>

府立金剛コロニーすぎのき寮

(コロニーまつり担当)

☎ 34-2183 FAX34-3600

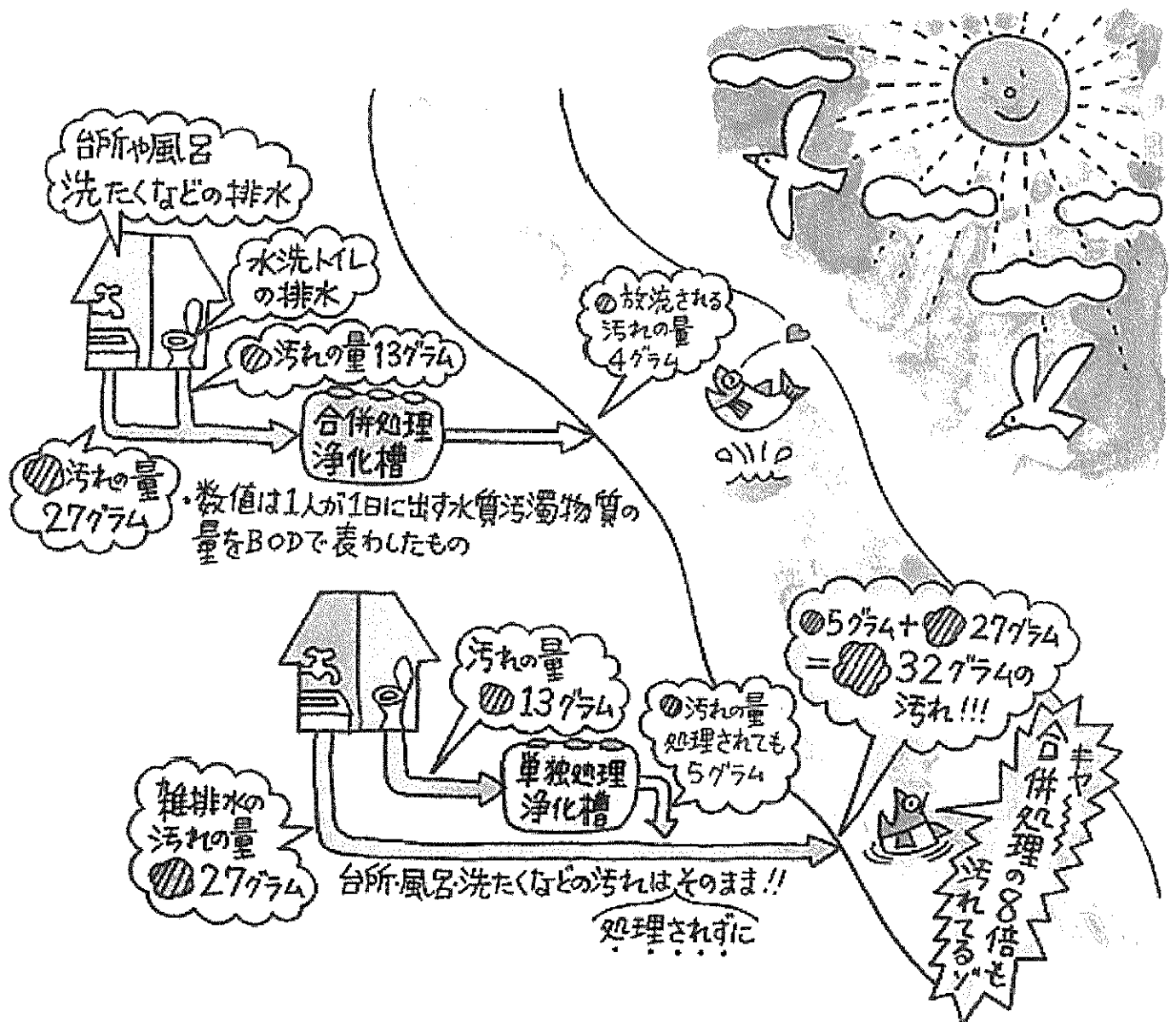
自然を守る合併処理浄化槽

小型合併処理浄化槽の性能は、BOD除去率90%以上、処理水質BOD 20mg/l以下です。各家庭に設置できる小規模な装置で、下水処理場の二次処理と同程度の処理が可能になったのです。

■合併処理浄化槽を設置しましょう

水域の汚染を防止するために、平成13年4月1日より浄化槽法が改正され、水域を汚す単独処理浄化槽の設置が原則禁止されました。また、現在設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えするよう努めなければならなくなりました。川や海を守るために、単独処理浄化槽の使用をやめ、合併処理浄化槽を設置しましょう。

■汚濁物質量 (BOD量) は10分の1以下に減少
生活排水の一人一日当りのBOD量は40gです。合併処理浄化槽のBOD除去率は90%以上なので、処理水のBODは10分の1の4g以下に減ります。これに対して、単独処理浄化槽の性能はBOD除去率65%以上なので、水洗便所汚水のBOD13gは5gに減るだけです。また、生活雑排水は処理されないで、生活排水のBODの約80%が未処理のまま放流されてしまうのです。



浄化槽が微生物の働きで汚水を浄化する

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置ですから、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査に分かれますが、浄化槽法でそれぞれ定期的実施することが義務づけられています。

■保守点検は登録業者に

浄化槽の保守点検は、機械の点検・補修や消毒剤の補給などを行います。浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されていますので、登録業者に委託をしてください。保守点検を行う国家資格者として浄化槽管理士がいます。

■清掃は市町村長の許可業者に

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業を清掃といいます。これは市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっていますので、許可業者に委託してください。

■指定検査機関の定期検査を受けてください

浄化槽の使用開始後6～8ヵ月の間と、その後は1年に1回、都道府県知事が指定した検査機関の実施する法定検査を受けなければならないことが、浄化槽法で義務づけられています。

■専門業者と委託契約を結びましょう

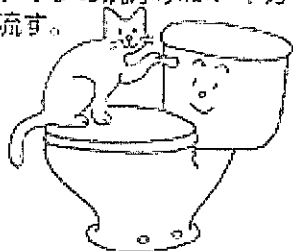
維持管理は、あらかじめ専門業者等と委託契約を結んでおけば、定期的実施してもらえるので面倒なことはありません。専門業者や維持管理に関する問い合わせは、保健所又は市町村の清掃担当部課へお願いします。

浄化槽からのお願い

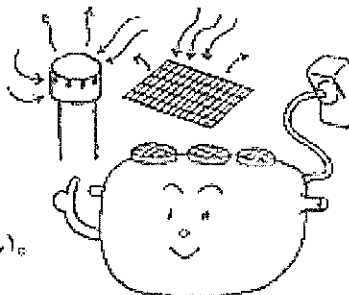
■使用上の注意事項

浄化槽は日常の管理も大切です。使用者は日常の使用にあたって、次のような点を注意してください。

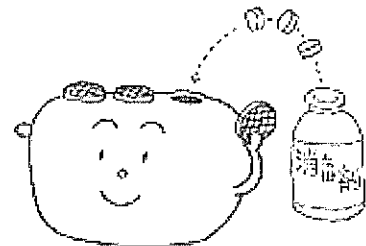
- ① トイレの洗浄水は、十分な量を流す。



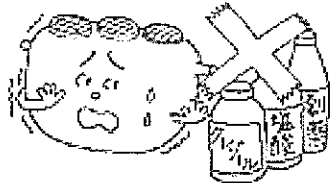
- ④ 浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



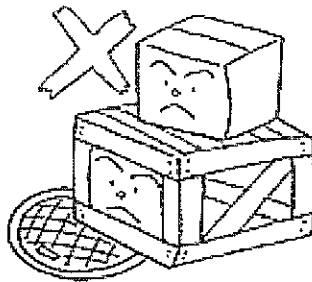
- ⑥ 消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。



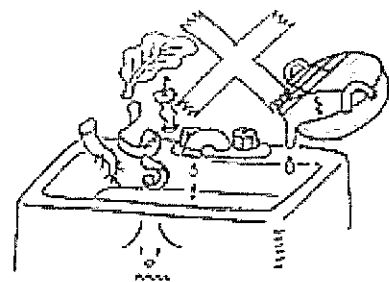
- ② 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



- ⑤ マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。



- ⑦ 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。



- ③ トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。

